

資料提供

令和7年6月25日(水)
照会先:保健医療部生活衛生課食の安全対策室
担当者:室長補佐 澁澤 弥生
連絡先:029-301-3424

営業禁止処分の解除について

令和7年6月19日(木)に資料提供しました下記の食中毒事件について、当該施設における食品衛生上の危害の除去及び再発防止対策が講じられたため、竜ヶ崎保健所長は、本日をもって営業禁止処分を解除いたしました。

施 設 名	ぱすてる	
施 設 所 在 地	取手市戸頭7-5-15	
営業者等氏名	合同会社ぱれっと 代表社員 金田 紫帆	
業 種	飲食店営業	
病 因 物 質	ヒスタミン	
原 因 食 品	6月17日(火)昼食用に調理、販売した弁当(ぶりのみそ漬)	
患者数(摂食者数)	6名(7名)	
行政処分等を行った理由	食中毒の発生	
適 用 条 項	食品衛生法第6条第2号違反	
行政処分等内容	食品衛生法に基づく営業の禁止処分	
措置日	処 分	令和7年6月19日(木)
	処分解除	令和7年6月25日(水)